

E T Fの呼値の単位の適正化等について

2021年7月28日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、個人投資家をはじめとして分散投資による少額の資金で幅広い銘柄への投資を可能としているE T Fの売買を提供していますが、今般、E T Fの売買にあたって更なる投資家保護及び利便性の向上を目的として、売買制度の見直し等を行うこととします。

具体的には、投資家がE T Fの取引において支払う執行コストを低減させ、もってE T Fを利用した投資の利便性を向上させるために、E T Fについて、原則として全銘柄にT O P I X 1 0 0構成銘柄に適用される呼値の単位を適用する見直しを行います。

併せて、「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」において、信用取引に係る委託保証金の率を30%とする旨が定められていますが、今般、レバレッジ指標等に関する有価証券の信用取引に係る委託保証金の率が見直されることが予定されています。当取引所は、当該内閣府令の改正にあわせ、レバレッジ指標等に連動することを目的とするレバレッジE T F等の信用取引に係る委託保証金の率を見直すなど、所要の改正を行います。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. E T Fの呼値の単位の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T Fについて、原則として全銘柄にT O P I X 1 0 0構成銘柄に適用される呼値の単位を適用します。 ・ T O P I X 1 0 0構成銘柄に適用されている呼値の単位は、価格帯によっては円位未満の値段を含んでいることから、売買単位が1口かつ一定の価格を下回るE T Fの銘柄については、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となることを避けるため、T O P I X 1 0 0構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位を適用します。 ・ T O P I X 1 0 0構成銘柄以外の銘柄に適用される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、売買単位が1口の銘柄で、終値が5,000円以下となった場合、2営業日後からT O P I X 1 0 0構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位を適用します。 ・ 本見直しの実施時点(Ⅲ参照)で、売買単位が1口の銘柄で、終値が5,000円以下のものにも、T O P I X 1 0 0構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位を適用します。 ・ 具体的には、T O P I X 1 0 0構成銘柄以外の銘柄に

	呼値の単位が適用されている売買単位が1口であるETFの銘柄についても、一定の価格を上回った場合、TOPIX100構成銘柄に適用されている呼値を適用します。	適用される呼値の単位が適用されている銘柄について、終値が7,000円以上となった場合、2営業日後からTOPIX100構成銘柄に適用されているのと同じ呼値を適用します。
2. レバレッジETF等の信用取引に係る委託保証金の率	・ レバレッジETF等の信用取引に係る委託保証金の率を、30%に当該指標の倍率を乗じた率（当該指標の倍率がマイナスの場合には、30%に0から当該指標の倍率を減じた額を乗じた率）とします。	・ 当該率は新規に信用取引を行うときのほか、引出し可能額の計算にも適用します。
3. ETFの繰上償還の定めに関する規制 (1) 上場審査基準 (2) 上場廃止基準	・ 新規上場申請銘柄であるETFについて、投資信託約款に指標の値又は基準額の変動を条件とした繰上償還の定めがないことを求めることとします。 ・ 投資信託約款に指標の値又は基準額の変動を条件とした繰上償還の定めが設けられた場合に、当該ETFの上場を廃止するものとします。	・ 繰上償還の定めとは、受益者による決議なく投資信託契約等を解約する旨の定めを指します。 ・ 価格変動による強制的な投資機会の喪失を防ぐ趣旨です。 ・ 投資信託約款には、ETFの種類によって、信託約款又はこれらに類する書類を含みます。 ・ 指標の値又は基準額が0以下となった場合の繰上償還の定めについては、左記の基準の適用外とします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 1. 及び3. は2021年10月から、2. は2022年4月から、それぞれ施行します。
- ・ 2. に関しては、施行日以後の引出し可能額の計算及び信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率から適用します。
- ・ 3. (2) に関しては、施行日以後に当該内容の投資信託約款等の変更の決定がなされた場合の当該上場ETFから適用します。

以 上